

中小企業総合振興資金

北海道の融資制度

道の融資制度は、**金融機関の窓口を通じて中小企業者等の方々に融資**をするものです。
道が金融機関に資金の一部を預けることにより、道の定める**低い利率**で融資を受けることができます。

「**道内どの地域でも**」、「**どの金融機関からも**」、「**同一の条件で**」ご利用いただけます！

目 的	特徴・対象者等	貸付メニュー
創業期に	道内で事業を開始したい方・事業開始後、5年未満である方	創業貸付
前向きな取組に	事業規模の拡大、経営の効率化などに取り組みたい方	ステップアップ貸付
	食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業などの分野における新事業展開やITツール導入などに取り組みたい方	ステップアップ貸付【政策サポート】
	ゼロカーボン・チャレンジャーに登録した方	ステップアップ貸付【ゼロカーボン】
	観光施設の新増設、観光客の受入体制の整備を行いたい方 工場や事務所などの新増設を行いたい方	ステップアップ貸付【観光・企業立地】
事業承継に	事業承継を行いたい方	事業承継貸付
経営改善・事業再生に	経営改善・事業再生に取り組みたい方	企業体質強化貸付
経営の安定化に	景気の低迷等により、売上げが減少している方	経営環境変化対応貸付
	原料等価格の高騰の影響を受けている方	経営環境変化対応貸付【原料等高騰】
	セーフティネット保証制度の認定を受けた方	経営環境変化対応貸付【認定企業】
	災害により経営に支障が生じている方	経営環境変化対応貸付【災害復旧】
	経営改善に向けた取組をしたい方	業績向上応援貸付
防災、減災・耐震改修に	あらかじめ災害等に備えたい方	防災・減災貸付
	耐震改修対策に取り組みたい方	防災・減災貸付【耐震改修対策】
一般的な事業資金に	一般的な事業資金が必要な方	一般貸付
	従業員20人以下の小規模企業者の方	小規模企業貸付
	短期の運転資金が必要な方	

取扱金融機関

・北海道銀行・北洋銀行・道外本店銀行の道内支店
・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫・農林中央金庫
・北海道信用農業協同組合連合会

詳細はこちらから

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/>)

北海道 制度融資

検索



令和 8 年度（2026 年度） 中小企業総合振興資金一覧

令和 8 年（2026 年） 7 月 6 日現在

資金名	貸付区分／枠	融資対象		融資条件							
				資金使途	融資金額	融資期間	融資利率（年率）		信用保証	申込方法	
							固定金利	変動金利			
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	(1)	事業を営んでいない個人であって、1か月（6か月※）以内に新たに事業を開始するあるいは2か月（6か月※）以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※（ ）内は、認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合	事業資金	3,500万円以内	1年超10年以内 （うち据置2年以内） 1年超10年以内 （うち据置1年以内）（※1）	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	1.6% （3年超に限る）	必須	あっせん申込み	
		(2)	中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの								
		(3)	事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過しないものが創業者となり、新たに会社（中小企業者に限る）を設立し法人成りしたものであって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの								
		(4)	信用保証協会の「スタートアップ創出促進保証」の対象となるもの								
	ステップ アップ 貸付	政策 サポート	(2)～(7)	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等 対象分野～「食」「国際」「環境・エネルギー」「ものづくり」「商業」及び「事業活性化（経営革新、雇用、生産性向上、IT活用、表彰）」	8,000万円以内	1年超10年以内 （うち据置1年以内）	3年以内 1.9% 5年以内 2.1% 7年以内 2.3% 10年以内 2.5%	1.9% （3年超に限る）	任意		
			ゼロ カーボン	(8)							ゼロカーボン北海道の実現に関し、「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した中小企業者又は、北海道地球温暖化防止対策条例に基づく特定事業者である中小企業者等
		観光・ 企業立地	(9)	道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの	8億円以内 （うち運転資金2億円以内）	1年超10年以内 （うち据置2年以内）	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 20年以内 2.2%	1.6% （3年超に限る）			
			(10)	道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者（対象業種：製造業、半導体関連産業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター、IT産業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業）							
	事業承継貸付	(1)	現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等	事業資金 （※2）	1億円以内	1年超10年以内 （うち据置1年以内）	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	1.6% （3年超に限る）	任意		
		(2)	信用保証協会の「事業承継特別保証」の対象となる中小企業者等 （事業承継を行う予定又は行った中小企業者等で、同保証対象者として規定される財務要件等を満たすもの）						必須		
	企業体質強化貸付	—	信用保証協会の「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」の対象となる中小企業者等（各種再生支援機関による支援やガイドラインを受け策定した再生計画に基づき事業再生に取り組む中小企業者等）	事業資金 （※3）	1億円以内	1年超15年以内 （うち据置3年以内）	金融機関所定の利率		必須		あっせん申込み 又は 直接申込み
	経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	(1)	(7) 最近3か月の売上高が前年同期に比べ5％以上減少している中小企業者等	事業資金 （※3）	5,000万円以内	1年超10年以内 （うち据置2年以内）	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	1.6% （3年超に限る）		任意
(4) 最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高が前々年度の売上高に比べ減少している中小企業者等											
(9) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等											
(10) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等											
原料等 高騰			(2)	ア 最近3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加している中小企業者等		1億円以内	1年超10年以内 （うち据置3年以内） （※4）	5年以内 1.4% 10年以内 1.6%	1.4% （3年超に限る）	必須	
				イ 最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等							
認定企業			(3)	ウ 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの		2億円以内	10年以内 （うち据置3年以内） ※短期（1年以内）の利用可 （短期の場合、一括償還可）	5年以内 1.4% 10年以内 1.6%	— （取扱なし）	必須	
				ア 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの							
				イ-A 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等							
				イ-B (7) 最近3か月の売上高等が前年同期に比べ5％以上減少しているもの (4) 最近1か月の売上高等が前年同月に比べ10％以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比べ10％以上減少する見込みのもの (9) 最近3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加しているもの (10) 最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みのもの							
災害復旧			(4)	ア 災害等の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの		事業資金 （※3）	運転資金：5,000万円以内 設備資金：8,000万円以内	1年超10年以内 （うち据置2年以内）	1.4% （3年超に限る）	必須	
				イ 地震、大火、風水害又は冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの							
業績向上応援貸付		—	北海道信用保証協会の「業績向上応援保証」の対象となる中小企業者等（経営改善に向けた取組を行う中小企業者等）	事業資金	3,000万円以内	1年超10年以内 （うち据置2年以内）	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	1.6% （3年超に限る）	任意	あっせん申込み 又は 直接申込み	
防災・減災 貸付		耐震改修 対策	(1)	事業継続計画（BCP）を策定し、災害等にあらかじめ備える取組を行う中小企業者等	事業資金	1億円以内	1年超10年以内 （うち据置1年以内）	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	1.6% （3年超に限る）	任意	あっせん申込み
			(2)	中小企業等経営強化法に基づく国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る防災に資する施設等の整備を行う中小企業者等							
		(3)	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）」を所有する者	設備資金 （耐震改修用）	16億円以内	1年超20年以内 （うち据置2年以内）	3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9% 20年以内 2.1%	1.5% （3年超に限る）	必須		
一般経営 資金	一般貸付	(1)	中小企業者等	事業資金 （※3）	8,000万円以内 （協同組合2億円以内） （※5）	1年超10年以内 （うち据置1年以内）	3年以内 2.1% 5年以内 2.3% 7年以内 2.5% 10年以内 2.7%	2.1% （3年超に限る）	任意	あっせん申込み 又は 直接申込み	
		(2)	信用保証協会の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」の対象となる中小企業者等						必須		
	小規模 企業 貸付	小口	(1)		小規模企業者（従業員20人（商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人）以下の中小企業者等）	5,000万円以内	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内 （うち据置1年以内） ※短期（1年以内）の利用可 （短期の場合、一括償還可）	3年以内 1.9% 5年以内 2.1% 7年以内 2.3% 10年以内 2.5%	1.9% （3年超に限る）		必須
			(2)		信用保証協会の「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者 （小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極額）が2,000万円未満であるもの）						

(※1) 創業貸付（4）は、取扱金融機関において保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する又は、保証申込み時において、プロパー融資の残高がある場合に係る据置期間については 3 年以内とする取扱も可

(※2) 事業承継貸付では、道制度融資以外を含む既往融資残高の借換に要する資金も対象となる。

(※3) 企業体質強化貸付、経営環境変化対応貸付（認定企業(3) イ-B を除く。）、一般貸付及び小規模企業貸付では、既往の道制度融資残高の借換に要する資金も対象となる。

(※4) 経営環境変化対応貸付（認定企業(3) ア）は、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた場合に係る据置期間については 2 年以内となる。

(※5) 中小企業等協同組合等にあつては、(2) は上限 8, 000 万円以内かつ(1) と(2) 合算で 2 億円以内

ご利用になれる方

■対象となる業種・企業の規模等■

○中小企業者

次の業種ごとに定める「資本の額若しくは出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のどちらか一方の条件を満たす方が融資制度の対象となります。(農業、林業、漁業及び遊興娯楽などの一部の業種は対象となりません)

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本の額若しくは出資の総額	常時使用する従業員の数	
小 売 業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下	
卸 売 業	1億円以下	100人以下	
上記以外の業種	3億円以下	300人以下	20人以下

※NPO法人も対象に含まれます。 ※さらに細かい業種によっては、上記の条件と異なる場合がありますので、お問い合わせください。

○組合等

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合などの組合(それぞれの連合会を含みます)

お申込み手続きは

■あっせん申込み■

○資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、以下の書類を添えて地元の商工会議所又は商工会に「融資あっせん」の申込みをしてください。

・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可能です。
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能です。

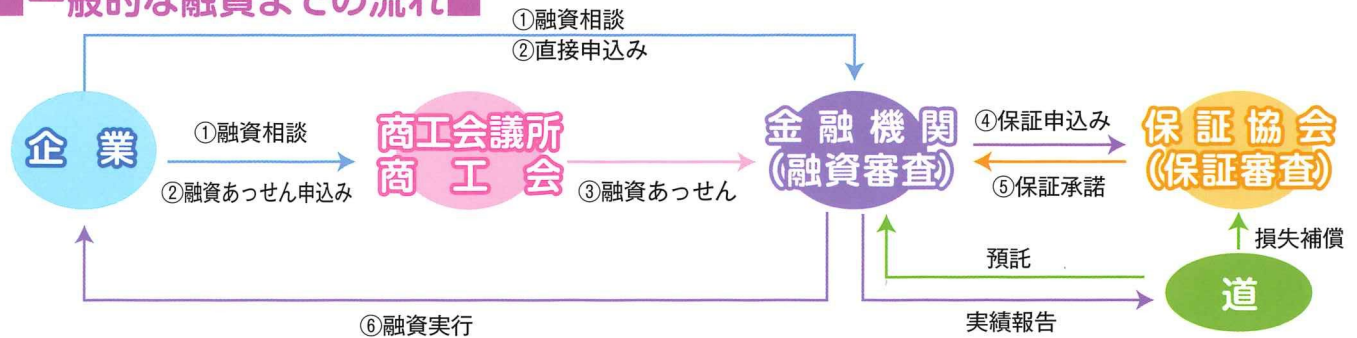
- ・決算書等2期分
- ・見積書又は契約書(設備資金の場合)
- ・商業登記簿謄本(登記事項証明書)
- ・資金ごとに定める計画書など

■直接申込み■

○以下の貸付は、取扱金融機関へ直接申込みことができます。

- ・企業体質強化貸付
- ・経営環境変化対応貸付【認定企業】ア
- ・業績向上応援貸付
- ・一般貸付
- ・小規模企業貸付

■一般的な融資までの流れ■



お問い合わせ先

北海道

経済部地域経済局中小企業課	☎011-204-5346	〒060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目
空知総合振興局商工労働観光課	☎0126-20-0061	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目
石狩振興局商工労働観光課	☎011-204-5827	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目
後志総合振興局商工労働観光課	☎0136-23-1362	〒044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志総合振興局小樽商工労働事務所	☎0134-22-5525	〒047-0033	小樽市富岡1丁目14番13号
胆振総合振興局商工労働観光課	☎0143-24-9589	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高振興局商工労働観光課	☎0146-22-9281	〒057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号
渡島総合振興局商工労働観光課	☎0138-47-9459	〒041-8558	函館市美原4丁目6番16号
檜山振興局商工労働観光課	☎0139-52-6641	〒043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3
上川総合振興局商工労働観光課	☎0166-46-5944	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目
留萌振興局商工労働観光課	☎0164-42-8440	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷総合振興局商工労働観光課	☎0162-33-2528	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27
オホーツク総合振興局商工労働観光課	☎0152-41-0636	〒093-8585	網走市北7条西3丁目
十勝総合振興局商工労働観光課	☎0155-27-8537	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目
釧路総合振興局商工労働観光課	☎0154-43-9181	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局商工労働観光課	☎0153-24-5619	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28番地

北海道経済部